

市第6号議案

横浜市附属機関設置条例の一部改正

横浜市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年5月17日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市附属機関設置条例の一部を改正する条例

横浜市附属機関設置条例（平成23年12月横浜市条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表中

横浜市ESCO事業提案審査委員会	横浜市が所有する公共建築物の設備改修について民間の資金及び技術的能力等を活用し、省エネルギー及び維持管理費の低減を図る事業における事業者の応募資格についての審査、事業者の提案に関する評価基準についての審議及び当該事業に関し必要な事項についての審査に関する事務	5人以内
横浜市戸塚駅西口第3地区市有地活用検討会議	都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画戸塚駅西口第3地区地区計画の区域内の市有地の活用計画の策定についての調査審議に関する事務	10人以内

を

横浜市ESCO事業提案審査委員会	横浜市が所有する公共建築物の設備改修について民間の資金及び	5人以内
------------------	-------------------------------	------

	技術的能力等を活用し、省エネルギー及び維持管理費の低減を図る事業における事業者の応募資格についての審査、事業者の提案に関する評価基準についての審議及び当該事業に関し必要な事項についての審査に関する事務	
--	--	--

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

横浜市戸塚駅西口第3地区市有地活用検討会議を廃止するため、横浜市附属機関設置条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市附属機関設置条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

別表（第2条、第3条第1項）

執行機関	附属機関	担任事務	委員の定数
市長	(省 略)		
	横浜市ESCO事業提案審査委員会	横浜市が所有する公共建築物の設備改修について民間の資金及び技術的能力等を活用し、省エネルギー及び維持管理費の低減を図る事業における事業者の応募資格についての審査、事業者の提案に関する評価基準についての審議及び当該事業に関し必要な事項についての審査に関する事務	5人以内
	横浜市戸塚駅西口第3地区市有地活用検討会議	都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画戸塚駅西口第3地区地区計画の区域内の市有地の活用計画の策定についての調査審議に関する事務	10人以内
(省 略)			